

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱

〔平成28年6月10日〕
要綱第25号

改正 平成29年 3月10日要綱第9号 平成29年 5月31日要綱第23号
平成30年12月28日要綱第62号 令和3年 3月31日要綱第30号
令和7年 3月21日要綱第30号

(趣旨)

第1条 市は、市内の事業者が有する商品、製品又は技術等について海外への販路の開拓及び拡大を推進することにより地域経済の活性化に資することを目的として、海外で実施される展示会、見本市、試験販売、国内で実施される国際商談会及びこれらに類する催事（以下「展示会等」という。）への出展並びにその支援並びに海外E C事業に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 八幡浜商工会議所及び保内町商工会（以下「商工団体」という。）
- (2) 次に掲げる者（以下「出展事業者」という。）で市税等を滞納していないもの
 - ア 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者及び個人事業者
 - イ 市内においてG A P認証を取得した園地を有する柑橘等を生産する者及び団体（高等学校を含む。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において生産、製造、加工又は開発された商品、製品又は技術等を、海外に向けて広く周知するための展示会等への出展及びその支援並びに海外E C事業に係るもので、市長が必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商工団体が出展事業者の展示会等への出展を支援するための経費で、別表 1 に掲げるもの

(2) 出展事業者が展示会等への出展及び海外 E C 事業に要する経費で、別表 2 に掲げるもの

(補助金額)

第 5 条 別表 1 に掲げる展示会等への出展の支援に係る補助金の額は、一つの商工団体につき、一事業年度において 2 0 万円の範囲内で補助対象経費の全額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 別表 2 に掲げる展示会等への出展及び海外 E C 事業に係る補助金の額は、一つの出展事業者につき、一事業年度において 5 0 万円の範囲内で補助対象事業ごとに市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があり、当該申請書に記載された内容が交付要件に適合すると認めたときは、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定通知書において、必要と認める条件を付けることができる。

(変更、中止、廃止)

第 8 条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところによる。

(1) 補助事業の内容、補助金の額等の変更があつた場合においては、速やかに八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しな

なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止の承認決定を補助事業者に通ずるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の通知について、準用する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けたものは、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 前2条の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付（以下「概算払い」という。）することができる。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項に規定する請求書が提出された場合について準用する。この場合において、「精算払請求書」とあるのは、「概算払請求書」と読み替えるものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業者の実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は条件に反したとき（第2条に規定する者に該当しなくなったときを含む。）。
- (2) この要綱の規定に基づく申請について、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助対象事業の施行において、不適当な行為があったとき。

2 前項の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助事業者に対し期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月10日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月31日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年5月16日から適用する。

附 則 (平成30年12月28日要綱第62号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第2条及び第5条の規定は、平成30年度以後の補助対象事業から適用し、平成29年度以前の補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改

正規定（第 3 号、第 14 号及び第 31 号にあっては、次に掲げる規定）は、[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和 3 年規則第 15 号）](#)の施行の日から施行する。

[[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和 3 年規則第 15 号）](#)の施行の日＝令和 3 年 6 月 1 日]

(1)～(34) （略）

(35) 第 37 条第 1 号中八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱様式
第 7 号

(36)～(43) （略）

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 ([令和 7 年 3 月 21 日要綱第 30 号](#))

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）商工団体補助対象経費

経費区分	補助対象経費
消耗品費	出展事業者等との連絡調整に要する用紙等の購入費その他の事務経費
通信運搬費	出展事業者等との連絡調整に要する電話料金、郵便料金その他の事務経費
旅費	公共交通機関利用に係る運賃 有料道路通行料 レンタカー代 燃料費 宿泊費 ※ 展示会等の開催前に実施される出展者向け説明会への参加に要する経費を含む。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認める経費

別表 2（第 4 条関係）出展事業者補助対象経費

経費区分		補助対象経費
展示会等への出展	会場借上費	出展小間料 会場使用料
	小間内装飾費	会場等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費 光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費
	備品使用費	展示ブース内で使用する音響・映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
	広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスター、名刺、案内状及び販促品等の作成に要する経費（翻訳費用を含む。） 展示会等の主催者が発行する発行物への広告掲載に要する経費 試食・試飲の提供に要する経費
	報償費	通訳 販売員等への謝礼
	委託費	展示物等製作業務の外部委託に要する経費
	輸送費	製品又は資材等の輸送に要する梱包費 運搬費 通関費 保険料等
	旅費	公共交通機関利用に係る運賃 有料道路通行料 レンタカー代 燃料費 宿泊費 ※ 展示会等の開催前に実施される出展者向け説明会への参加に要する経費を含む。
海外 E C 事業		出店・出品料 海外 E C サイト制作費 広告宣伝費 販売促進費（サンプル費含む。） 通訳・翻訳費等
共通	その他	上記以外の経費で市長が適当と認める経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

八幡浜市長

様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付申請書

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称	八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金
2 展示会等名称 (※海外 EC 事業はサイト名)	
3 会場名及び所在地 (※海外 EC 事業は記載不要)	
4 開催期間 (※海外 EC 事業は記載不要)	
5 事業目的及び効果	
6 他制度の補助等の有無	
7 交付申請額	
8 添付書類	(1) 展示会等の開催要領及び出展申請書の写し ※海外 EC 事業はサイトの概要が分かるもの (2) 事業計画書 (3) 市税等納付確同意書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金について、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

（注）

第 8 条第 3 項において準用する第 7 条の規定によりこの様式が用いられる場合にあっては、通知書の名称、根拠条文等を適宜修正して用いるものとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第8条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助交付変更申請額

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 変 更 理 由

添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）内容

添付書類

- (1) 中止（廃止）内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市海外販路開拓
支援事業補助金にかかる事業実績について下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別添のとおり
- 2 収支決算書（※団体、事業所別に作成すること） 別添のとおり
- 3 その他、市長が必要と認めた書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった事業については、八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第 7 号（第 1 1 条・第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

1	請求額	金	円
	交付決定額	金	円
	今回請求額	金	円
	既受領済額	金	円
	残 額	金	円

2 添付書類

- (1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- (2) その他、市長が必要と認めた書類